

平成27年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年9月28日（月曜日）

---

○議事日程（第5号）

平成27年9月28日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第46号 尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第47号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第48号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第49号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第50号 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の  
議決について
- 日程第 7 議案第51号 平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第1号）の議決について
- 日程第 8 議案第52号 平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補  
正予算（第1号）の議決について
- 日程第 9 議案第53号 平成27年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1  
号）の議決について
- 日程第10 議案第54号 平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2  
号）の議決について
- 日程第11 議案第55号 平成26年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第12 議案第56号 平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第57号 平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第58号 平成26年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 日程第15 議案第59号 平成26年度尾鷲市病院事業会計決算の認定につい  
て
- 日程第16 議案第60号 平成26年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金

の処分及び決算の認定について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第17 陳情第1号 三木浦コミュニティーセンター建設についての陳情

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第18 発議第11号 尾鷲市議会会議規則の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第19 報告第9号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)

日程第20 報告第10号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)

日程第21 報告第11号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)

(提案説明、質疑)

○出席議員(13名)

1番 真井紀夫 議員	2番 内山鉄芳 議員
3番 中平隆夫 議員	4番 田中勲 議員
5番 小川公明 議員	6番 濱中佳芳子 議員
7番 三鬼和昭 議員	8番 南靖久 議員
9番 榎本隆吉 議員	10番 高村泰徳 議員
11番 奥田尚佳 議員	12番 三鬼孝之 議員
13番 村田幸隆 議員	

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長	岩田昭人 君
副 市 長	林 幸喜 君
会計管理者兼出納室長	川口清 君
市長公室長	北村琢磨 君
総務課長	下村新吾 君
財政課長	宇利崇 君
防災危機管理室長	大和勝浩 君

税 務 課 長	大 川 勝 之 君
市民サービス課長	濱 田 一 志 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環 境 課 長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建 設 課 長	更 谷 哲 也 君
水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	竹 平 專 作 君
教 育 委 員 長	上 岡 雄 児 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	深 瀬 由 佳 子 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 雅 善
事務局次長兼議事・調査係長	岩 本 功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松 永 佳 久

[開議 午前10時00分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

ここで、去る8月に尾鷲総合病院で手術をされ、本日めでたく回復をされ、復帰をしていただきました三鬼議員に対しまして、心より歓迎をし、お祝いを申し上げるところでございます。今後はくれぐれも健康に御留意をされ、尾鷲市政発展のためにさらなる御尽力を御期待申し上げるところでございます。おめでとうございます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において4番、田中勲議員、5番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第46号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」から日程第16、議案第60号「平成26年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計15議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました15議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、榎本隆吉副委員長。

[9番（榎本隆吉議員）登壇]

9番（榎本隆吉議員） おはようございます。

私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第46号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」、議案第47号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第48号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」、議案第49号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」、以上4議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果に

ついて御報告申し上げます。

去る9月11日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました4議案につきましても、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、議案第46号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」につきましては、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、特定個人情報などについてより厳格な保護措置に対応するためのものでありますが、個人番号はその性質上、強力な個人識別機能を持つことから、条例改正の趣旨のとおり、職員の適正な取り扱いについて十分留意するよう意見があったことを申し添えさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、予算決算常任委員会、中平隆夫副委員長。

〔3番（中平隆夫議員）登壇〕

3番（中平隆夫議員） 私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第50号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」、議案第51号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第52号「平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第53号「平成27年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第54号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第55号「平成26年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第56号「平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号「平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「平成26年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第59号「平成26年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、議案第60号「平成26年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」、以上11議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告いたします。

去る9月16日から18日及び24日、25日の計5日間にわたり、市長、副市長、教育長、会計管理者兼出納室長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第50号から議案第54号までの補正予算関連5議案のうち、議案第50号及び議案

第54号の2議案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第51号、議案第52号、議案第53号の3議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第55号から議案第60号までの決算関連6議案のうち、議案第55号につきましては、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決し、議案第56号から議案第59号までの4議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。また、議案第60号につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、議案第50号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」の審査におきまして、まず、歳入第15款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入の立木直接売払収入25万につきましては、市有林主伐事業において以前より議会からも提案しております、いわゆる山売りという手法を今回初めて用いることによる収入見込み額でございますけれども、これについて委員の中からは、余りにも価格設定が低いのではないかと、今後のことを考えれば尾鷲市としての希望価格をしんしゃくした価格設定を考えることも必要ではないかとの意見、また、今後の市有林の管理運営については、短期、中期、長期の見通しを持って林齢100年以上といった価値を高めてから伐採することなど、効率的、効果的な運営を研究していく必要がある等の意見がございました。

また、決算審査においては環境課の合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付事務及び水道部の新田町地内排水管工事移設修繕にかかわるずさんな事務処理により、市民の市政への信頼を著しく損ねることとなったことについて、今後このような事例が発生することのないよう、信頼回復と再発防止に努めていただきたいということを委員会として強く指摘し、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

11番、奥田議員。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 私は、議案第55号「平成26年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」と議案第60号「平成26年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

昨年11月に尾鷲市は浄化槽設置業者を刑事告訴しましたが、結果、不起訴処分となり、業者から逆に損害賠償を求められ、現在、係争中ではありますが、その一方で、浄化槽設置の際の補助金支給について余りにもずさんな状況が今回露呈いたしました。

例えば5人槽の場合、合併浄化槽を設置した際、33万2,000円の補助金が支給されますが、平成26年度からは単独浄化槽またはくみ取り便槽からの転換なら配管、流入管、放流管であります、の費用の一部として上限6万円の補助を上乗せする制度が導入され、単独浄化槽からの転換の場合は、さらに単独浄化槽の撤去費用の一部について上限9万円の補助を上乗せする制度が導入されました。

しかし、尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領には、補助事業が明らかになる写真の添付を義務づけているにもかかわらず、単独浄化槽またはくみ取り便槽からの転換の場合、転換前の写真、転換後の写真が補助金支給において当然必要であります、その写真が一切ありませんでした。ある意味、市長や担当課のさじかげんで十分な調査もせず、上乗せする6万円、9万円が支払われていた可能性が極めて高く、その証拠に新規での設置であるにもかかわらず、くみ取り便槽からの転換として6万円を上乗せするという不正支出が発覚し、これは議会側からの指摘でありましたけれども、市長が3カ月減俸10%をみずから実施いたしました。

また、平成26年3月24日付で合併浄化槽設置の工事完了の実績報告書が合併浄化槽設置業者から提出され、年度が変わり平成26年度に33万2,000円の補助金が支給された案件があります。これについて調べてみましたら、合併浄化槽設置業者はいつもどおり合併浄化槽設置後の維持管理契約書の写しを提出したとのことではありますが、尾鷲市は、合併浄化槽設置後の維持管理契約書の写しは提出されておらず見当たらないと主張し、真っ向から意見が対立しているわ

けですが、それはさておき、百歩譲って尾鷲市の言い分が正しいとするのであれば、合併浄化槽設置の際の補助金は合併浄化槽設置後の維持管理契約書の写しがなくてもきちんと支払われるということであります。

合併浄化槽設置の際の補助金の支払いはあくまで合併浄化槽設置のための補助金であり、合併浄化槽設置後の維持管理契約書の写しがそれほど重要ではないという判断を尾鷲市がしているのであれば、合併浄化槽設置後の維持管理契約書の写しの件で、なぜ突然、尾鷲市は合併浄化槽設置業者を告訴したのだろうかという疑問がどうしても湧いてきます。

平成26年度分についての補助金申請の関係書類を調べてみましても、ほんの少し見ただけで書類が不備なものがたくさんあり、こんな状況で公金である血税を補助金として支払っていいのだろうかと思うと同時に、よくこんなずさんな管理体制であるにもかかわらず、逆に市民を悪者にして告訴なんかしたものだという思いがしてなりません。

尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領には、市長は補助金交付申請書を受理したときは、その内容を精査し、補助金の可否を決定するとうたっておりますが、岩田市長はきちんと審査をしているのでしょうか。ずさんな管理体制は早急に改める必要があり、私はこのような決算を到底認めるわけにはいきません。

以上のことから、私は、議案第55号「平成26年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対させていただきます。

次に、水道事業会計についてであります。昨年5月末から6月初めにかけて行われたと言われております新田町地内排水管工事移設修繕、この「はいすいかん」は下水の排水のほうです。「配る」という字ではありません。排水管工事移設修繕87万1,560円の処理についてどうしても納得がいきません。

この工事は随意契約であり、たとえ随意契約でも3者以上から見積書をとらないといけません。それもせず、下水管の工事を下水管管轄の建設課に一切相談もせず、市民から徴収した水道料金を財源に工事を行ったものであります。上水道の整備に使うべき水道料金を勝手に、勝手に下水のための工事に使い、それも私自身、3者から見積書をとったところ全て30万円程度なのに、87万円も支払っております。

また、工事は6月3日に終了しているというのに、7月15日以降に業者からの見積書が作成され、また、設計書や契約書や市長の決裁書も7月15日以降に

作成しておきながら、全て日付を工事開始日とされている5月22日付にしております。組織ぐるみで隠蔽工作を図ったのでしょうか。余りにもずさんであります。

会計処理にしても、この87万円の分は営業費用の配水及び給水費、この「はいすい」というのは「配る」という字です、上水道の意味だと思いますが、配水及び給水費の修繕費に含まれておりますが、どうしても水道事業会計に計上すべきものであるとするならば、この87万円の費用は水道事業会計が扱う上水道管関連ではなく下水に関連するものでありますから、営業費用ではなく、特別損失か営業外費用に計上すべきであります。

また、この87万円で工事を行った下水管について昨年10月29日に水道部は建設課と覚書を交わしており、5年間の維持管理については、建設課ではなく水道部が行うということであります。そうであるなら、今後5年間、もし修繕等が生じた場合、水道事業会計で処理することになります。なぜ下水管の維持管理を今後5年間も水道部のミスであるにもかかわらず、市民の水道料金で賄わないといけないのか、全く理解できません。

ただし、このような覚書が存在する以上、将来発生する可能性が高い費用損失が存在することは間違いありません。ですので、金額が確定していないといえども、地方公営企業の財産、損益、またはキャッシュフローの状況を正確に判断するために、必要な事項は注記の欄に注記すべきであります。一切そのことが記載されておられません。住民監査請求もあり、大きな問題となった工事に関する今後5年間の維持管理の問題であります。どこにもその5年間の維持管理の費用について予算計上されていないわけで、少なくとも注記は必要だと私は思います。

以上の点も踏まえ、私は、議案第60号「平成26年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」、反対させていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第46号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第3、議案第47号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第4、議案第48号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第5、議案第49号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第6、議案第50号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(村田幸隆議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第7、議案第51号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第8、議案第52号「平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第9、議案第53号「平成27年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第10、議案第54号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第11、議案第55号「平成26年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第55号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第12、議案第56号「平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第13、議案第57号「平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第14、議案第58号「平成26年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のと

おり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第15、議案第59号「平成26年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第16、議案第60号「平成26年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、日程第17、陳情第1号「三木浦コミュニティーセンター建設についての陳情」を議題といたします。

ただいま議題の陳情につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

生活文教常任委員会、田中勲委員長。

〔4番（田中勲議員）登壇〕

4番（田中勲議員） 私ども生活文教常任委員会に付託されました、陳情第1号「三木浦コミュニティーセンター建設についての陳情」の1件につきまして、去る9月14日、委員会において慎重に審査いたしました結果、全員一致で採択すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

よろしく御審査賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

日程第17、陳情第1号「三木浦コミュニティーセンター建設についての陳情」の採否の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり採択することに決しました。

次に、日程第18、発議第11号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） この改正につきましては、近年の男女共同参画の状況に鑑み、出産に伴う議会の欠席に関する規定を設けることにより、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、議会への欠席に関する規定及び委員会への欠席に関する規定について改正を行うものでございます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第18、発議第11号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第19、報告第9号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」から日程第21、報告第11号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」の報告3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告3件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、報告案件として提案しております報告第9号から第11号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」につきましては、本年7月に発生しました自動車事故2件による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同法第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要といたしましては、報告第9号は、本年7月13日午後1時18分ごろ、市内南陽町地内の尾鷲簡易裁判所前の丁字路において津地方法務局尾鷲市局方向の側道から本線に侵入してきた相手方車両が安全確認を怠り、本市公用車の右側面に追突したものであり、9月10日に相手方と示談が成立したことにより損害賠償額が決定したものであります。

次に、報告第10号及び第11号につきましては、本年7月14日午後2時10分ごろ、東名阪下り線鈴鹿インターチェンジ手前約3キロメートル付近で渋滞により停車中であった前方車両の後部に本市の公用車が追突したものであり、9月11日に物損事故、同月16日に人身事故に係る示談がそれぞれ成立したことにより、損害賠償の額が決定したものであります。

以上で報告3件の説明とさせていただきます。

議長(村田幸隆議員) 以上で説明を終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。報告案件であることに御留意の上、御発言を願います。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 議員の皆様方、大変お疲れさまでございました。

去る9月1日の開会以来、御提案を申し上げました「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」を初めとする各種重要案件につきましては、終始慎重に御審議をいただき、いずれも御承認賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、さまざまな指摘、御意見等をいただきました点につきましては、今後執行に当たり十分心してまいりたいと存じますので、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(村田幸隆議員) 去る9月1日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって平成27年第3回定例会を閉会いたします。

[閉会 午前10時40分]